

第129回行政苦情救済推進会議 議事概要

1 日 時：令和5年9月13日(木)15:00～15:10

2 場 所：中央合同庁舎第2号館 905会議室 (Web会議併用)

3 出席者 (敬称略)

座 長 江利川 毅

梶田 信一郎

齋藤 誠 (Web)

榊原 一夫

高橋 滋 (Web)

星 政良

事務局(総務省) 行政評価局長

菅原 希

大臣官房審議官

原嶋 清次

行政相談企画課長

徳満 純一

行政相談管理官

柏尾 倫哉

企画官

船橋 昌広

4 議 題

○ 審議案件

調理師試験の受験に必要な「調理業務従事者証明書」を取得できない場合の対応
について (第127回及び第128回付議案件)

5 議事概要

○ 審議案件

調理師試験の受験に必要な「調理業務従事者証明書」を取得できない場合の対応について（第 127 回及び第 128 回付議案件）

事務局から、前回会議の意見を踏まえた厚生労働省の対応状況についての説明が行われた後、案件の検討が行われた。出席者の意見等は以下のとおり。

（事務局）

前回の会議において、厚生労働省の健康課長から、施設長が証明を拒否しているケースでは、自治体に対して施設長と当人の間に立って対応するようお願いしている、そういう形で施設長に問題がある場合であっても救済する道筋はあるかと思う、救済されるべき方が 1 人であっても救済されるよう運用の在り方を検討したいとの発言をいただいたところです。

6 月の会議以降の対応状況について、厚生労働省に聞いたところ、本件について検討するため、全都道府県等に対し聴取するとともに、同様の事例が有ると回答した都道府県等に対してその対応内容を詳しく聴取する、その上でどのような対応が可能かについて考えたいとしています。聴取の時期については、9 月めどに実施予定とのことでした。事務局としては、厚生労働省が詳しく調査をすることから、この調査を待って、会議でまた御議論いただければと考えています。

（高橋委員）

調査をお願いするのは非常に有り難いのですが、都道府県が間に入って解決することについて、都道府県が積極的にやっただけであれば有り難いですが、これを好事例として一般的に広げて、同じような事例があったらやってくださいという形で解決していただくのは、ちょっと私は抵抗があります。

調整事務という形で厚生労働省が技術的助言を行うと、都道府県の窓口でかなり負担が大きいのではないかと。やはり調理業務従事証明書を出さないと言っている以上、当人と施設長との間でトラブルがあるのは明らかでございまして、そのトラブルの間に入って出せということ、調整事務としてこれを一般的に要請されるということになりますと、都道府県の負担が極めて大きいのではないかと思います。

むしろ望むべきは、施設長を外した形できちんと免許を取れるようにするのを、何らかの形で厚生労働省に考えていただくのが、私は本来のお願いの筋かなと思っており、その辺をぜひ厚生労働省にお伝えいただければ有り難いと思っております。

(齋藤委員)

調査自体は良いことだと考えます。実際に施設長が拒否していることが事例として蓄積されて明らかになれば、現在の運用が不合理であることもより明らかになるわけですから、その上でどうするかということになりますと、高橋先生もおっしゃっていましたが、施設長が拒否しているのに都道府県でなんとか働きかけても、これは限界がある話でもあろうかと考えます。そうすると、事務連絡が規定している要件が厳しすぎるので、やはり、そちらの範囲の再検討ということが並行してあるのではないのでしょうか。もちろんエビデンスが上がってこない、というのは前回の議論の端々でもありましたから、それで調査をすることにしたという面もあろうかと思しますので、その調査を踏まえて、事務連絡の妥当性についても再度検証していただければと考えます。

(榊原委員)

前回の推進会議のトーンよりもかなり前向きにお答えしていただいているので、良かったと思います。先生方がおっしゃるように、間に立つ都道府県の負担が大きくなるのではないかとということが懸念されるところですけれども、調査された上で、どんな対応策を厚生労働省が出されてくるかを見守った上で、そういった都道府県の負担も大きいので、もう少しこうしたらいいのではないかという形で御意見申し上げる形に持って行くのがいいかなと思っております。

(梶田委員)

私も同じです。

(星委員)

私はこの審議に途中から参加のため、この内容が少し理解できないところがありまして、施設長が証明を出さないというのは、何か理由があるのでしょうか。

(江利川座長)

前々の議論にもあったのですが、一つには、独立して店を起こすと競争相手ができるので証明したくないとか、あるいは両者間でいろいろトラブルがあって証明したくないとか、ケースケースで様々みたいですが、オーソドックスな、正論の中での議論というよりは、非常に人間関係の中での議論が背景にあるような感じです。

(星委員)

見方を変えますと、施設長が証明しないというのは、他に理由があって、例えば本当に業務に従事したのかどうかという問題とか、その方の資質の問題とか。

(事務局)

おっしゃったような議論もございまして、従業員の方が少し悪いというケースもなくはなく、2年経ってないんだけど証明を頼むとか、たくさんの方がいますので、両者が結託して少しおかしいのを出してくるとかあるんですけども、今の制度は、施設長はオールマイティで従業員だけが少し悪いのではないかという仕組みになっていますので、それはお互い様なのではないかという方が正しいのではないかと、そういうような立場に立って検討しているところでございます。

(江利川座長)

一つは、調査をすることは良いことだというのがみなさんの評価ですので、それはきちんと伝えていただくようにしてください。そして、調査のスケジュールや、どういうことを聞くのかということ、こちらの方に示してくれと伝えてください。返事がなくても、事務局が見て問題なければどんどん進めてもらって全然構わないんですけど、調査が二度手間、三度手間になったりすると意味がありませんから、ちゃんとした調査として意味があるかどうか。

それから、先ほど、高橋先生や齋藤先生からもお話がありましたけど、都道府県に間に入ってやってもらうというのは、なかなか限界があるんじゃないかというような話も出たわけで、ちょっとそこは制度的な工夫というか、さらなる工夫がいるんじゃないかと。

調査をやることはいいことだ、きちんと前進していて、厚生労働省が調査に取り組んだということは、しっかり前向きに取り組んでくれているという意味では、推進会議も評価していること、ただ、調査について、都道府県の調整を前提にするような調査だとすると、その前提に沿わないケースもいろいろあり得るので、その辺を少し工夫してやってもらいたいという意見が出たということ、あとは先ほど申し上げたことなど、ここで出た意見を、情報として厚生労働省に伝えて、それを踏まえて調査をしてもらいたいと思います。

スケジュールをちゃんと聞いて、いつ返事がもらえて、いつ頃くらいにこちらに報告できるのかと、その辺りも聞いてください。

以上